

總會資料 昭和五年五月二十七日

地方自治の変遷と越谷

発表者 本間清利氏(理事)

越谷市郷土研究会

越谷市の成立

越谷は、町村合併促進法に基き昭和二十九年十一月三日、越ヶ谷・大沢・桜井・大袋・新方・萩島・出羽・増林・蒲生・大相模の二町八カ村が統合し、越谷町を構成した。さらに翌三十年十一月三日、同年八月、いたん草加町に合併した川柳村のうち、伊原・表塚・上谷の大字が境界を変更し、越谷町に編入され、越谷町の面積は五九、七三平方メートルになった。その後、昭和三十二年十一月三日、市制に関する臨時措置法の適用をうけ、全国では五四三番目、埼玉県内では二二番目にあたる市制を施行した。当時の人口は四万八三一八人であった。

古代・中世の越谷

越谷は埼玉県の東南部、武蔵野台地と下総台地にはさまれた沖積地帯の一角に位置する。現在、西の境界には綾瀬川、中央には元荒川、東の境界には古利根川が流れ、水田と畑が広がる平坦な地であるが、往古は東京湾の入江のなかにあった。その後、海退現象が起るとともに、関東諸河川の流れがこの海であった低地に集流し、山地から運んできた流送土砂の堆積で沖積層陸地を造成させた。こうして町に河川の河畔には発達した自然堤防が形成されたが、人びとはこの堤防上に集落をつくり、堤防の後背にあがる埋地を開発して稲作農業を展開させた。この時期は上流と下流では大きなひらきがあるが、越谷地域に人びと

の生活が始ったのは昭和四十一年から四十二年にかけて発掘調査された見田方（現大成町）住居跡の出土品その他から、およそ古墳後期から奈良時代にかけてのことと推定されている。当時は大和朝廷が全国を統一して国郡界を定め公地公民を原則とした律令制を布いていたが、越谷地域は元荒川を境に武蔵国と下総国に、綾瀬川を境に武蔵国埼玉郡と同足立郡とに画されていた。こうしたなかで西方（現相模町）の不動院（現大聖寺）は天平勝宝二年（七五〇）野島の慈彦寺（現淨山寺）は貞観三年（八六一）という古代の創建を伝えている。

その後、荘園などの発生で公地公民の律令制度がくずれ、郡割制は自然消滅していったが、これに替り地方の有力者を中心とした私的な郡や郷村がつくられた。越谷地域でも八条郷・大相模郷・越ヶ谷郷などがみられるが、これらの郷にはその地名を姓とした領主的な武士層が現われ、自己の領土を主張した。こうして農村に従事する一般の人びとは領主的な土豪層に隷属する農奴的な存在になった。

この間、越谷の開発も進み、多くの人びとが定着していったとみられ、越谷の主な寺院は、全て中世の創建を伝えており、中世の遺物として典型的な供養墓碑も建長元年（一二四九）在銘のものをはじめ、二〇〇基以上も確認されている。また古い文書では、延徳三年（一五七二）北条氏尊の定書、天正十七年（一五八九）太田氏房の祭制、それに越谷郷と載せる永禄五年（一五六二）の北条氏印判状などが確認されている。

天正十八年（一五九〇）関東に入国した徳川家康は、有力の寺社や在地武士層によって私有された土地を徳川氏の公領とし、検地を施行して、実際の耕作農民にその土地を与え、年貢の負担台として位置づけた。こうして従来の郷や庄を解体し、新たに平等な人格をもった農民の結合である行政村々が構成された。この村は年貢一括納入の責任単位であるとともに、生産・治安・娯楽・福祉など、全て一村一家族の生活共同体として運営されたのが普通であった。その村数は利根川の果迷、荒川の西遷によって、急速に沼沢地が開発され、越谷地域では二町四九カ村を数えた。なかには七五衛門村（現七五町）や跡十郎村（現跡茶所）のように、その開発人の名をとって村名とした村もある。村の長は名主といい、甲斐米の地侍層が農民身分になり世襲して名主と勤めた例が多い。このほか名主の補佐役として年寄役や組頭等が置かれ、後には村役人の監視役である百姓代が置かれて村政の運営にあたった。

支配関係では、はじめ全てが徳川氏の蔵入地（後の幕府直轄領）であったが、のち忍藩（行田）、岩槻藩・六ツ浦藩（金沢）それに旗本知行地に組入れられた村もある。村の生産は沖積地であっただけに、その多くが水田稲作で、とくに越ヶ谷領で生産される粳米は「越ヶ谷米」と称され、さうにこの地の粳米は「太郎兵衛餅」と称され、良質の米や蕎麦として知られ、このほか運糧・くわい・蒸米工品なども盛んに生産された。一方平方、入麻、増森、袋山などの砂土地帯は畑作が盛んであった。袋山や入房のように、雑草の土地としても知られるようになった。

また、越ヶ谷・大沢は日光街道の宿場として町並みが形成され、古くから二・七の六番市がたけ、近郷商圏の中心でもあった。

その後、自給自足を原則にして強固な生活共同体を維持してきた農村にも商品経済が進行し、農閑余業が盛んになるにつれ、博覧はじめ貨幣を媒介とした犯罪が激増し、治安の乱れが激しくなった。このため農村の商業・工業を規制するとともに、治安取締りとして文化二年（一八〇五）関東取締出役を設置した。文政十年（一八二七）五月、御料・私領・寺社領の別なく數十カ村を単位とした組合村の結成を関東一円に指令した。この組合村には関東取締出役と直轄させて取締りに当らせた。これを文政改革という。越谷地域では蓮ヶ谷・大沢町を親村とした周辺三十八カ町村からなる越ヶ谷組合、大相模地域を含めた三十六カ村からなる八条組合などが成立した。この組合には数名の大惣代が置かれ、この下に数カ村単位の小組合を統轄する小惣代が置かれた。当時人びとの生活は貨幣経済の浸透により、その経済活動は広範な領域を基盤としたので、一村単位的生活共同体の中では、もはややっていけなくなった条件がでてきたのである。こうして農業を基盤とした幕藩体制は大きくくずれ、ついに慶応四年（一八六八）封建制幕府は崩壊した。

近代の越谷

慶応四年、中央集権政府を指向した討幕軍の江戸入城で、越谷地域は武蔵知県事の支配に置かれたが、明治二年、大宮県（後浦和県）と小宮県の分割支配に移された。次いで明治四年、埼玉県の統治に入り、同時に戸籍法による大小区制のもとに町村制の行政区画は廃されて、新たに区長戸長などの役職が設けられた。この間、一般の人びとにも苗字が討幕の平民に位置づけられたが、農民の身分上の地位や生活は江

戸時代と大差なかった。

次いで明治十二年、三新法が施行され、従来の区制が廃されてかつての町村が再び行政の単位となった。新たに県と町村との間に郡役所が設けられ、越谷は南埼玉郡の管轄に入った。同時に小規模な町村は行政の運営に支障があることから、数ヶ町村単位の村連合が進められ、戸長役場が設けられたが、明治十七年には連合戸長役場へと進展した。次いで同二十二年四月、町村制の施行により町村合併が行われ、二町四ヶ村と教えた町村が二町八ヶ村に統合された。なお郡役所は大正十二年に廃されたが、跡名はそのまま残された。

この間、鉄道・郵便・電信・電灯・学校など諸施設の充実がはかられ近代化が進んだが、農民の犠牲のうゑに工業化政策が押し進められたたの農村は疲弊した。

やがて我が国は昭和六年の滿洲事変を契機に、果しなき戦争に突入、国民は、国民精神総動員運動によって、国家の軍事方針に一億総総集を奉られた。こうに時局の進展にともない、大政翼賛運動が展開され、地方の自治機関は戦時協力のための政府の出発機関に化し、町村自治体の自主性や個人の意志は全く封じられた。

昭和二十年、戦争に敗れた日本は、占領軍の統制下に置かれたが、新憲法や新地方自治法の制定で、従来からの諸制度は根柢から改革された。このうち地方自治法に規定された基本原則は、地方自治体と中央集権的な統制から外すことにあり、県知事や市町村長の直接選挙をはじめ、教育・消防・警察などが地方自治体に移管された。しかし小規模な地方自治体ではこれら国家から移管された諸事業を遂行することは

財政的にも困難であつたため、政府は昭和二十八年、町村合併促進法を制定し、町村の合併を促した。こうして越谷では二町八ヶ村が統合され、新越谷町を構成したのは前記の通りである。

こうして越谷の自治体は、明治二十二年の合併旧町村から昭和二十九年の新合併町に、さらに町三十三年の市制へと進展をみせたが、地域住民の生活様式は、昔ながらの生活共同体的側面を残したまま、集落ごとに結束、その日常生活に大きな変化はなかつた。そして、こうした自然集落を母胎に、農業を主体とした田園都市をのぞいて町づくりの第一歩が踏みだされたのである。

ところが昭和三十五・六年を境に高度工業化政策の影響が越谷へも波及、工場や宅地の進出によって地境の清見が逃が、同時に職入人口の急激な増大によって田園都市の構想は挫折した。こうして越谷の自然環境は住宅団地の造成、道路の整備、四谷武蔵野線の開通などによって大きく変わり、それとともに人びとの生活様式も衣食住、全般にわたって一変した。同時に住民の意識も急変し、地域住民の連帯感や共同体意識も減退するに至つた。

ここに地方自治のあり方も改めて問い直す時機にきたといえる。いずれにせよ私達は今一度、この人びとが辿つてきた生活を振り返り、現存を考へ、そして将来の展望の参考にすることが必要と思われぬ。